

令和8年度地方税制改正等に関する 地方財政審議会意見

令和7年 11 月 21 日

地 方 財 政 審 議 会

はじめに.....	1
第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方	3
1 経済社会の構造変化を踏まえた地方税制のあるべき姿	3
（1）経済社会の構造変化	3
（2）地方税制のあるべき姿	4
（3）税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築	5
第二 令和8年度地方税制改正等への対応	7
1 個人住民税	7
（1）道府県民税利子割の税収帰属の適正化	7
（2）各種控除のあり方等	8
（3）ふるさと納税	8
2 地方法人課税	10
（1）国際課税原則の見直しに伴う対応	10
（2）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）	10
3 自動車関係諸税	11
（1）車体課税	11
（2）燃料課税	12
4 固定資産税	13
5 地方消費税	14
6 地方たばこ税	14
7 地方税務手続のデジタル化・効率化の推進	15
（1）地方税関係通知のデジタル化	15
（2）納付のデジタル化	16
（3）国税・他機関との情報連携	16
（4）基幹税務システムの標準化	16
（5）マイナンバーの紐付けの推進	17
8 その他の諸課題	17
（1）信頼性の高い地方税務行政の確保	17
（2）外国人との秩序ある共生社会の実現	18
（3）森林環境税・森林環境譲与税	18
（4）法定外税	19
おわりに	21

令和 8 年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

令和 7 年 11 月 21 日
地 方 財 政 審 議 会

当審議会は、令和 8 年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第 9 条第 3 項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国は、急速な経済成長を遂げた戦後半世紀を経て、ゆるやかな成長を目指す成熟経済社会へと移行しつつあり、国・地方を通じて、社会保障や財政の持続性の確保などが長期的な課題となっている。

近年、人口減少・少子高齢化の進展や東京への人口及び経済活動の一極集中のほか、働き方やライフコースの多様化、経済のグローバル化・デジタル化、脱炭素に向けた動きなど、経済社会の構造変化は急速に進んでおり、地方団体においても喫緊の対応が求められている。

地方団体が、経済社会の構造変化に柔軟かつ的確に対応し、住民生活に身近なサービスを安定的、持続的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら活力ある地域社会を構築していくためには、持続可能であり確固たる税財政基盤の構築が不可欠である。

このため、今後の地方税制を検討するにあたっては、これまでの税制改正議論も踏まえ、地方団体が提供する住民生活に密着した行政サービ

スを支える地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図らなければならない。

当審議会においては、このような認識の下に、当審議会に設置された「地方税制のあり方に関する検討会」（令和７年２月～１１月）及び「自動車関係税制のあり方に関する検討会」（令和７年３月～１１月）における検討を含め審議を重ねた。その結果、「地方税制のあり方に関する検討会報告書 ― 地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差に係る原因・課題の分析等 ―」（別紙１）、「地方税制のあり方に関する検討会報告書 ― 道府県民税利子割の税収帰属の適正化 ―」（別紙２）、「自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書」（別紙３）及び本意見の４点を取りまとめたところである。

第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた地方税制のあるべき姿

(1) 経済社会の構造変化

我が国は、急速に進行する人口減少・少子高齢化社会に直面しており、人口構成や社会構造の変化に伴い、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化している。

我が国の人口は、2008 年をピークに減少局面に入っている。国立社会保障・人口問題研究所が 2023 年 4 月に公表した「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」では、2070 年には総人口が 8,700 万人に減少するなど、人口減少が将来にわたって続くと推計されている。また、出生の動向を見ても、我が国における 2024 年の出生数は 68 万人余で、戦後初めて 70 万人を下回り、合計特殊出生率も 1.15 と過去最低となっている。

このような状況の下、近年、人口減少社会の到来を見据え、持続可能な地域社会の形成や、地方団体の行政サービスの持続可能性の確保について、様々な議論が行われ、取組が進められてきている。しかしながら、国全体で見ると人口減少や東京一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方の過疎化や地域産業の衰退、さらには激甚化・頻発化する大規模災害への対応等が喫緊の課題となっている。

また、人生 100 年時代といわれる中で、共働き世帯の増加や世帯構成の変化、転職市場の発展や副業・兼業の解禁等を背景として、我が国における家族の姿は変化し、人々のライフコースは多様化している。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大等を契機として、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）が進展している。

さらに、近年、「2050 年カーボンニュートラル」の達成を目指すとともに、エネルギーの安定供給を確保するため、官民一体となってグリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けた取組が進められてお

り、今後、産業構造を含めた経済社会が大きく変容していくことが想定される。

我が国の経済は、昨年の名目 GDP が 600 兆円を超えて過去最高を更新し、本年の春季労使交渉では、33 年ぶりの高水準となった昨年の賃上げの勢いが継続していると考えられるなど、長年の停滞を脱し、経済の好循環の流れが生まれつつある。しかしながら、本年 4 月、米国が追加関税措置を発表して以来、その後の対抗措置の応酬を含め、世界経済は先行き不透明な状況が続いており、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。

地方財政は、歳入においては、足下で経済の好調を背景に税収が伸びているものの、歳出においては、物価高や人件費、金利の上昇などが顕著となっている。地方団体は、先行き不透明感の広がりと併せて、難しい財政運営を迫られており、引き続き経済動向を注視していく必要がある。

経済社会構造の変化は、地方税制にも大きな影響を及ぼすと考えられるが、住民生活に密着した行政サービスを支える地方税収を引き続き安定的に確保するため、中長期的な視点から税制のあり方について検討を行うとともに、新たな課題に対しては時宜に応じた対応を行うことが必要である。

（２）地方税制のあるべき姿

租税の最も基本的な機能は、公的サービスを提供するための資金を調達することである。そして、租税は広く「公平」に分かち合うことが最も重要である。個人や企業の選択を歪めないよう「中立」であることや、「簡素」で納税者が理解しやすい仕組みであることも必要である。

地方団体は、福祉、教育をはじめ、道路等の社会資本整備など、住民生活に密着した行政サービスを提供しており、こうした地域の行政サービスの提供に必要となる費用を、地域住民や地域で活動する企業等が負担する地方税で賄うことが、地方自治の基本的な考え方である。

地域社会の共通の経費については、その地域の地方団体からの受益を受ける者が、広くその能力に応じて地方税の負担を分かち合うことが重

要であり、こうした地域住民による負担分任という性格を持つ地方税には、地方団体が提供する行政サービスから受ける便益に応じて地域住民が税負担を行う応益課税の考え方がより求められる。

先述のような経済社会構造の変化に加え、自然災害が激甚化・頻発化するなど、地方団体が対応しなければならない課題や果たすべき役割が増加している中で、持続可能な地方税財政基盤を構築するためには、地方税の充実確保を図っていくことが必要である。ただし、税源の偏在が大きい状況で地方税を充実すると、地方団体間の財政力格差が拡大することから、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することも重要である。

（３）税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

令和７年度与党税制改正大綱や「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月１３日閣議決定）において、「東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む」とされた。

これを受けて、総務大臣からの要請に基づき、令和７年７月から同年１１月までの間、当審議会に設置された「地方税制のあり方に関する検討会」において、関係者の意見を聴取しつつ専門的な立場から、地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析等を行い、報告書を取りまとめた。

報告書においては、検討の結果として、

- ・ 「ヒト・モノ・カネ・情報の集中」、「業務の高度化・効率化」、「都市開発の増加」によって経済活動が東京都に集中・拡大しており、これらは構造的な問題であり、一過性のものではない
- ・ 税収の偏在及び地域間の財政力格差を背景として、地方団体が行う政策の選択の結果とはいえない行政サービスの地域間格差が拡大している

- ・ 地方団体間の財政力格差の是正を図るべく、税源の偏在性が小さく
 税収が安定的な地方税体系を構築するための具体的な方策を講じるべきである

との結論に至ったとしている。

令和８年度税制改正においては、この報告書の内容に沿って、都市と地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築に向けて、偏在是正措置に関する具体的な検討を進める必要がある。

第二 令和８年度地方税制改正等への対応

『第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方』を踏まえ、令和８年度地方税制改正の主な項目等について、以下、当審議会としての意見を申し述べる。

１ 個人住民税

（１）道府県民税利子割の税収帰属の適正化

令和７年度税制改正大綱において、住所地課税の例外となっている利子割については、「金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和８年度税制改正において結論を得る」とされた。

これを踏まえ、令和７年２月から同年７月までの間、総務大臣からの要請に基づき、「地方税制のあり方に関する検討会」において、利子割の税収帰属の適正化について、関係者の意見を聴取しつつ専門的な立場から検討を行い、報告書を取りまとめた。

報告書においては、検討の結果として、

- ・ 住所地課税を実現する場合には、実務上・制度上の様々な課題があるところ、直ちにこれらの課題を解決することは困難である
- ・ 利子割のあるべき課税方式は住所地課税であるとの基本的な考え方は維持する一方で、利子割の課税団体とあるべき税収帰属地が乖離しているという課題が、現に発生し、今後も継続することが見込まれる状況下においては、できる限り早期に対応することが求められる
- ・ 地方団体間でこの乖離を調整する地方税制上の仕組みとして、新たに清算制度を導入するべきである

との結論に至ったとしている。

令和８年度税制改正における利子割の税収帰属の適正化にあたっては、この報告書の内容に沿って具体的な検討を進め、結論を得ることが必要である。

（２）各種控除のあり方等

個人所得課税については、令和７年度税制改正において、基礎控除のあり方等について議論が行われ、所得税においては、基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設及び扶養親族等に係る所得要件の引上げの措置が講じられた。

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化等を総合的に勘案し、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設及び扶養親族等に係る所得要件の引上げについて対応したところである。

今後、個人所得課税における基礎控除等のあり方について、さらなる議論が行われる場合には、引き続き、個人住民税については、地域社会の費用の負担を住民がその能力に応じて広く分かち合うといった基本的な性格や、地方の財政に与える影響等を十分配慮した上で、地方団体の声も聞きながら丁寧な議論を行うことが必要である。

また、高校生年代の扶養控除及びひとり親控除の見直しについては、令和７年度与党税制改正大綱において、「児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和６年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和８年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る」とされたことを踏まえるべきである。

（３）ふるさと納税

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方団体への感謝の気持ちを伝え、税の使い道を自らの意思で決めることを可能とするものとして創設された制度である。

令和6年度には、前年度比1.1倍の1兆2,728億円のふるさと納税が行われ、ふるさと納税による住民税の税額控除適用者数も1,080万人と増え続けている。

一方、地方団体による寄附金の募集に要した費用は増嵩しており、令和6年度実績では、寄附受入額のうち自治体財源としては6,826億円、53.6%が活用されている。地方団体を応援したいという寄附者の思いに応えるためにも、寄附金の募集に係る費用を抑え、受け入れた寄附金はできる限り地方団体が活用できるようにすることが重要である。

全国の地方団体においては、地場産品である返礼品の提供を通じ、地域経済の活性化に繋げている。これに加え、ふるさと納税を活用した被災地への支援や、子育て支援など地域課題の解決のため、寄附金の使い道や目標金額等をあらかじめ明示して募集するクラウドファンディング型のふるさと納税など制度の趣旨に沿った取組のほか、寄附先を直接訪れる体験・交流型の返礼品を提供し、関係人口の創出に繋げる取組も全国各地で見られる。こうした取組がより多くの地方団体で行われるよう、優良事例の横展開に積極的に取り組むべきである。

ふるさと納税制度を巡っては、過度な返礼品競争等を背景に、制度本来の趣旨に沿った適正な運用を図るため、令和元年に総務大臣による指定制度が導入され、返礼割合3割以下基準や地場産品基準、募集適正基準等の指定基準を定めるとともに、その後も適時適切な基準の見直しや明確化が行われてきた。

一方、令和7年度には6団体が指定基準違反による指定取消となり、ふるさと納税制度の信頼を損ないかねない重大な事態となっている。

各地方団体に対して基準の遵守を強く求めるとともに、指定基準違反に対しては適切な対応を行っていくことが、制度の安定的な運用の観点からも必要である。

今後とも、全国の地方団体や納税者等の理解を得つつ、制度の趣旨に即して適正に運用されるべきであり、必要に応じて関係者に対する意見聴取や実態把握を行いながら、各基準の見直し等について不断に検討することが重要である。

2 地方法人課税

(1) 国際課税原則の見直しに伴う対応

国際課税については、経済のグローバル化・デジタル化の進展により、国際課税原則（「恒久的施設（PE：Permanent Establishment）なければ課税なし」等）が適切に機能せず、市場国で公平な課税を行えないといった問題が生じている。また、過度な法人税の引下げ競争により各国の法人税収基盤が弱体化するとともに、企業間の公平な競争条件が阻害されるといった状況が生じている。

こうした国際課税上の課題に対応するため、令和3年10月、OECD/G20「BEPS¹包摂的枠組み」において、国際的な合意がまとめられた。その合意内容の第1の柱は、従来の国際課税原則を見直し、売上高に応じて市場国に対して新たな課税権を配分するものである。第2の柱は、「底辺への競争」といわれる法人税の引下げ競争を防止するため、各国に対してグローバル・ミニマム課税の導入を認めるものであり、令和7年度税制改正までに必要な法整備が行われたところである。

一方、第1の柱については、令和7年度与党税制改正大綱において、「今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。」とされており、引き続き、OECDにおける議論の状況を注視し、地方税の対応について検討していく必要がある。

(2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

企業版ふるさと納税については、近年は寄附金額・件数ともに大きく増加しており、地方創生の推進に寄与することが期待される一方、令和6年11月、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案が発生したことを踏まえ、令和7年度税制改正において、寄附活用事業に係る執行

¹ Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転

上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等の見直しを行ったところである。

制度の健全な発展に向け、本来の趣旨に沿った活用が行われるよう、引き続き、適正化に努めるべきである。

3 自動車関係諸税

(1) 車体課税

令和7年度与党税制改正大綱において、車体課税の見直しについて、「カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」とされた。

これを踏まえ、令和7年3月、総務大臣からの要請に基づき、当審議会に「自動車関係税制のあり方に関する検討会」を設置し、関係者の意見を聴取しつつ専門的な立場から検討を行い、報告書を取りまとめた。

報告書においては、検討の結果として、

- ・ 環境性能割について、「2035年までに新車販売で電動車²100%化」の政府目標と整合するよう、環境性能の高い電動車に優遇して取得時の負担軽減を図る一方、非電動車には現在以上の高い税率区分を適用すべき
- ・ 種別割について、総排気量の値がないEV・FCVに対し、最低税率を一律に適用する現行の取扱いとは、財産的価値や道路損傷性が高い高級EVの車種の充実を踏まえると、税負担の公平を図る観点から早期に見直すべき

との結論に至ったとしている。

令和8年度税制改正における車体課税の見直しにあたっては、この報告書の内容に沿って具体的な検討を進め、結論を得ることが必要である。

² EV、FCV、PHEV 及び HV

(2) 燃料課税

ガソリン・軽油の暫定税率の廃止については、令和7年7月30日に、与野党6党の国会対策委員長間において、「早期に実施できるよう合意を目指す。」とされて以降、与野党間で協議が重ねられ、11月5日に与野党6党間で合意に至った。

この合意において、地方税である軽油引取税等に関しては、

- ・ 「物価高対策への対応として、軽油の価格を引き下げするため、軽油に対する補助金を17.1円/ℓまで、令和7年11月13日から2週間ごとに5円ずつ引き上げ、11月27日に補助金の金額をいわゆる暫定税率（当分の間税率）の廃止と同水準とする。」
- ・ 「軽油引取税の暫定税率については、財源確保、流通への影響、地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金の取扱い等の軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応した上で、軽油に対する補助金に代えて、地方団体の財政年度が開始するタイミングである令和8年4月1日に廃止する。」
- ・ 「ガソリン・軽油の暫定税率廃止に伴う地方の安定財源については、税制措置による地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、速やかに結論を得る。安定財源確保が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応する。」

と明記されたところである。

軽油引取税及び地方揮発油税の暫定税率が廃止された場合、地方団体への影響として年間約5,000億円の減収となるが、軽油引取税及び地方揮発油税は、地方の道路・橋梁などの社会インフラ整備等に充てられている貴重な財源である。暫定税率廃止に伴う地方の安定財源が確保されない場合には、道路等の更新・老朽化対策や防災・減災対策などが遅れるとともに、今後も増大するこれらの地方の財政需要に対応できなくなるおそれがあり、国民生活に影響が生じかねない。

そのような観点から、地方6団体等からは、「安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分に考慮し、財源論なき減税が行われることがないよう、地方の減収に対しては代替となる恒久財

源を措置するなど、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提に、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を丁寧に進めていくこと」を提言されている³。

以上のことを踏まえれば、与野党6党間の合意に基づき、今後の税制改正及び地方財政対策において、暫定税率廃止に伴う地方の安定財源の確保を確実に図るべきである。

4 固定資産税

固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益と負担の関係に着目した財産税であり、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体とした、税収の変動が比較的小さい市町村の基幹税目である。

固定資産税は、より規模の小さい市町村ほど税収に占める割合が高く、貴重な財源となっており、人口減少・少子高齢化社会において、社会保障や子育て支援等、今後増大が見込まれる市町村の財政需要を支えるため、固定資産税の安定的な確保がますます重要となっている。

このように固定資産税が市町村の基幹税目であることを踏まえれば、国の政策を推進するための税負担軽減措置等は、真に必要な場合に限るべきである。特に、特定業種の事業者を支援するための税負担軽減措置等は税負担の公平性の観点から厳に慎むことが必要である。期限切れを迎えるものをはじめ、税負担軽減措置等は、EBPM⁴の観点も踏まえ、その政策目的・効果等を十分に検証した上で、不断の見直しを行わなければならない。

令和7年度末で期限切れを迎える新築住宅特例は、住宅ストックが絶対的に不足していた時代に創設されたものである⁵。人口減少や空き家の増加等が課題となっている現状等を踏まえて、地方税収の安定的な確保

³ 「いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に関する緊急提言」（令和7年8月27日 全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会、指定都市市長会）

⁴ Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案

⁵ 新築住宅特例は、昭和27年（昭和39年に法制化）以降、長期間にわたり講じられているが、昭和48年以降、全都道府県で住宅総数が世帯数を上回っている。

を前提に、住宅政策の観点から、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すべきである。

5 地方消費税

地方消費税は、現役世代などの特定の層に負担が集中することがなく、広く社会の構成員が負担を分かち合うことが可能であり、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定的で、税源の偏在性が小さいなどの特徴を有している。

また、消費税・地方消費税収の約4割は地方の税財源であり、地方団体にとって貴重な財源である。

そのため、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を確立する観点からも、今後も重要な役割を果たすべきものである。

6 地方たばこ税

地方たばこ税は、税源の偏在性が小さく、令和5年度決算で約1兆円の税収があるなど、地域の実情に応じた様々な施策の経費に充当される貴重な一般財源である。

令和7年度税制改正において、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の一つとして令和9年4月以降、段階的に国のたばこ税の税率を引き上げることとされた。税率引上げにより、たばこ需要が減少するとされることから、地方たばこ税の一部を目的税化することも念頭に置きつつ分煙施設の着実な整備を求める声がある。

もとより、望まない受動喫煙の防止を趣旨とした改正健康増進法により、多数の者が利用する一定の施設等については喫煙が禁止されるとともに、国及び地方団体は、望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備等を推進するよう努めなければならないこととされている。

駅前や商店街など喫煙が禁止されていない区域における望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備としては、地方団体だけでなく民間事業者等によるものも含めた分煙施設の整備が有効であり、地方団体による整備経費や民間事業者等による整備に対する助成経費については特

別交付税措置が講じられている。このように、地域の実情に応じた財政需要に対応する仕組みが整っていることを踏まえ、地方たばこ税は一般財源としての現行制度を維持することが適当である。

望まない受動喫煙の防止のため、分煙施設の整備は重要な取組であり、平成 30 年度以降、全市区町村の 5 割近い団体が取り組み、特に人口が集中している都市部の団体での整備が進んでいる。その取組は、貴重な一般財源である地方たばこ税収の継続的かつ安定的な確保にも資するものである。このため、地方団体においては、引き続き、積極的に分煙施設を整備していくことが求められている。

7 地方税務手続のデジタル化・効率化の推進

地方税務手続については、社会や技術の変化に対応し、納税者にとって最も便宜な方法とし、かつ、課税当局の徴税費や事務負担を最小化することが重要である。

全国統一的な地方税務手続のデジタル化は、納税者の利便性向上に資するとともに、課税当局等における業務効率化・省力化につながることから、地方団体の実情に配慮しつつ、推進していくべきである。

これまで、法令上の全ての申告・申請等、納付手続を対象として、実務的な準備が整ったものから、順次、eLTAX での対応を拡大させてきた。

また、令和 5 年度の地方税統一 QR コード（eL-QR）の導入以降、eLTAX を利用した電子納付は大幅に増加しており、令和 6 年度地方税収（速報値）の全体の約 3 割を占め、納税者の利便性向上及び地方団体・金融機関における地方税収納事務の負担軽減につながっている。

今後は、地方税関係通知のデジタル化を進め、地方税務手続の「デジタル完結」を目指していくべきである。

（１）地方税関係通知のデジタル化

地方税関係通知のうち、納税通知書等の副本を eLTAX を経由して電子的に送付できる仕組みについて、法人あては令和 9 年 4 月以降、個人あては令和 10 年 4 月以降に送付するものから導入することとされた。今

後は、納税証明書等についても、電子的に送付できる仕組みの検討を進めるべきである。

（２）納付のデジタル化

eL-QR の活用については、納税者の利便性向上のみならず、地方団体等にとっても業務効率化につながるものであることから、引き続き、確定税額の格納が可能である納付書において、地方団体は原則として eL-QR を印字することが重要である。

さらに、eLTAX を通じた申告率の高い地方法人二税等について、eLTAX ダイレクト納付の利便性の向上等を通じ、納付のデジタル化につなげていくべきである。

（３）国税・他機関との情報連携

令和８年度に予定されている eLTAX 及び e-Tax の次期更改を見据え、eLTAX やマイナンバーの利活用等を通じて、国税当局や地方団体間、他の行政機関等との連携について、所得税や法人税の申告書情報等の更なる拡充を検討するとともに、国税・地方税当局間での照会業務のデジタル化についても併せて検討し、行政機関の事務効率化に努めることも重要である。

（４）基幹税務システムの標準化

地方税務システムの標準化について、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、各地方団体は、原則、令和７年度末までに標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できることを目指し移行作業を進めている一方で、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムを有する地方団体は増加しており、その財政負担にも配慮しながら、関係省庁と連携の上、必要な支援を行っていくことが求められる。

（５）マイナンバーの紐付けの推進

マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化を進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会の基盤である。

個人住民税や固定資産税等における、課税情報や納税義務者等の情報とマイナンバーとの紐付けは、地方税の適正な課税や社会保障分野での活用に資するものであることから、各地方団体においては、着実に進めていくべきである。

８ その他の諸課題

（１）信頼性の高い地方税務行政の確保

地方税は、地方団体が住民の生活に身近で基礎的な行政サービスを広く担うために必要不可欠な財源であり、地方団体は公平かつ公正、迅速かつ正確に地方税の賦課徴収を行うとともに、納税者に対し、適切にその説明責任を果たすことが求められる。

近年の事業・取引形態の多様化・複雑化や国際化の進展等に伴い、税務行政の現場では複雑かつ困難な事案が増加する一方、地方団体の税務職員数は減少傾向にある中で、経験豊富な税務職員の確保も次第に困難となりつつある。

信頼性の高い地方税務行政には、高度な専門的知識や豊富な経験を有する職員の育成・確保が必要不可欠であることから、総務省においては、自治大学校などを活用した専門的な研修等の充実を図るほか、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業である「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の支援分野に、令和７年７月から「地方税務行政のDX等（課税事務の効率化、徴収事務の効率化）」を追加したところであり、各地方団体においても研修機会の積極的な確保や適切な人事行政、本マネジメント事業の活用を通じ、専門性の高い人材の育成・確保のための工夫が求められる。

また、課税誤りの防止や賦課徴収業務の効率化・省力化等の観点から、ICT や AI の活用を含む地方税務行政の DX を推進することも重要であり、総務省としても先進事例の紹介等を通じ、地方団体の取組を支援すべきである。

（２）外国人との秩序ある共生社会の実現

政府において、令和 7 年 11 月 4 日に「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」が開催されるなど、秩序ある共生社会の実現に向けて、関係省庁が連携し、総合的な検討が進められているところである。

外国人の中には、地方税等の社会制度に対する理解が十分でないため、意図せず納税義務を履行していない人も存在すると考えられる。

これらを踏まえ、総務省においては、外国人に対する地方税の制度の周知・啓発に向けた取組を行うとともに、住民税など地方税の賦課・徴収の適正な実施を図る観点から、地方団体と出入国在留管理庁との情報連携を積極的に進めるべきである。

（３）森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から創設された。

その意義は、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、地球温暖化防止、災害防止等の重要な役割を担う森林を支えるところにある。

森林環境譲与税は、令和 6 年度からの課税に先行して令和元年度から地方団体に譲与されてきた。各年度の活用率⁶は年々高まってきており、今後とも地域の実情に応じて森林整備、人材育成、木材利用・普及啓発等の取組を一層促進していくことが必要である。

⁶ 各地方団体に譲与された森林環境譲与税譲与金の金額計のうち事業に充当された金額計の割合。

また、今後の円滑な賦課徴収のためにも、森林環境税及び森林環境譲与税に対する国民の理解を深めていくことが重要である。地方団体において森林環境譲与税を活用した事業の実績や効果、活用計画等について十分な説明責任を引き続き果たしていくべきである。

（４）法定外税

法定外税は、超過課税等とともに、地方団体の課税自主権の尊重の観点から認められているものである。平成 12 年に、地方分権推進の一環として、地方団体の課税選択の幅を拡大するなどの観点から制度改正が行われた。法定外普通税については、許可制が同意を要する協議制に改められ、税源の所在や財政需要に関する事項が法律上の要件からは外されるとともに、新たに法定外目的税の制度が創設されている。

地方団体においては、このような制度改正の趣旨を踏まえ、課税自主権の積極的な活用が検討されてきた。平成 12 年に 18 団体 18 件だった法定外税は、令和 7 年 4 月には 58 団体 71 件と増加している。特に近年は、インバウンドの拡大等に伴い、宿泊税の導入・検討を行う団体が増加している。

法定外税の創設にあたっては、地方団体において、税に対する信頼を確保するよう十分な検討が行われることが重要であり、特に、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないか、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないかという点について検討しなければならない。例えば、先述の宿泊税などについて、一部の区域又は課税対象に対して地方税法第 6 条第 1 項に規定する課税免除を行う場合には、課税を不適当とする「公益上その他の事由」が必要であり、そのような事由がない限り、同一の課税客体（物、行為等）に対しては公平に課税することが求められる。そのほか、徴収方法や課税を行う期間等について、十分な検討を行うことも求められる。

これに加え、都道府県と当該都道府県内の市町村が同一又は類似の法定外税の導入を検討する場合には、制度の分かりやすさや納税者や特別

徴収義務者の事務負担の観点などから、税率や課税免除の要件、徴収方法などについて両者の間で調和の取れた制度となるよう配慮すべきである。

また、地方税法の規定により地方議会において特定納税義務者から意見聴取を行うこととしている趣旨を十分に踏まえ、地方団体は、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行わなければならない。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要である。

総務省においては、法定外税の制度の意義とともに、以上のような留意点等を踏まえて、地方団体との協議を丁寧に行う必要がある。また、法定外税を活用しようとする地方団体に対しても、これらのことに係る情報提供などの支援に引き続き取り組むべきである。

おわりに

経済社会の構造変化が進み、社会保障、教育、社会資本整備をはじめ、住民に身近な行政サービスを担う地方団体の役割は一層高まっている。地方団体が、急速に進む経済社会の構造変化に柔軟かつ的確に対応し、人々の生活に必要なサービスを安定的に提供していくことが、持続可能な地域社会の実現につながる。

地方団体が、それぞれの地域が直面する課題に対し、地域の実情に応じた施策を自主的・自立的に展開していくためには、当審議会がこれまで提言してきたように、持続可能な地方税財政基盤を確立する観点から、地方団体の活動の基盤となる財源として地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を実現していくことが重要である。

さらに、地方団体は、地方税の意義や使い途などについて積極的に地域住民に説明し、地方税への理解を醸成していくことが求められる。

今後の地方税制の改正にあたっては、本意見で述べた地方税のあり方に沿った議論が行われ、地方税制のあるべき姿が実現するよう期待する。

地方財政審議会・地方税制のあり方に関する検討会 報告書

― 税収の偏在や財政力格差に係る原因・課題の分析等 ― (概要)

別紙1

令和7年度与党税制改正大綱、経済財政運営と改革の基本方針2025等を踏まえ、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差に係る原因・課題の分析等を行った。その概要は以下のとおり。

1. 地方公共団体の税財政や行政サービスの現状

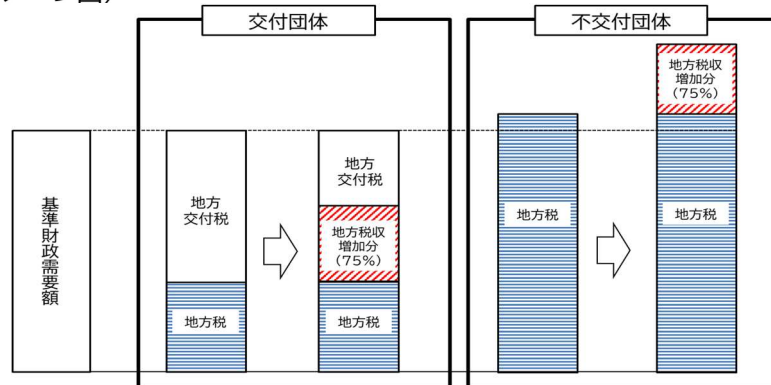
(1) 地方税収の現状

- 全国の地方税収は3年連続過去最高。東京都の税収も増加傾向で推移し、令和6年度から7年度にかけては、**当初予算ベースで約5,000億円の増加**
- 全国の税収に占める東京都の税収(都及び市区町村の合計)のシェアは17.6%。これを大きく上回る税目は、道府県民税利子割のほか、**地方法人二税(譲与税込み)22.5%、土地に係る固定資産税25.1%**

(2) 地方財政の現状

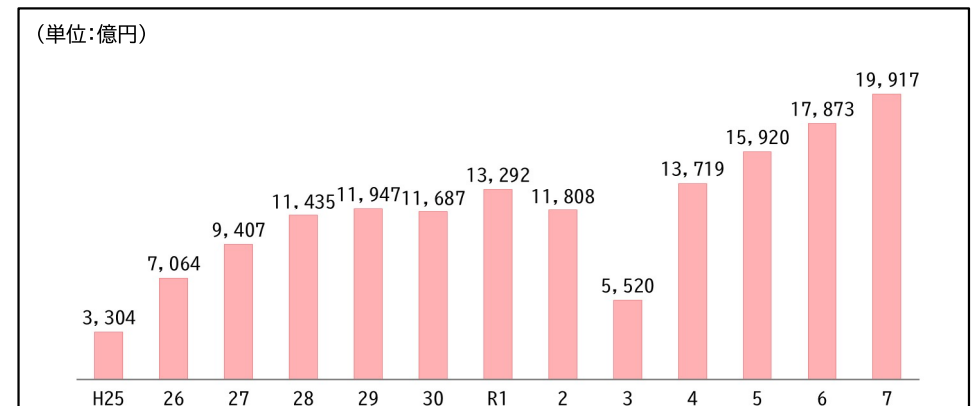
- 地方税収が全体として増加する中で、**地方団体間の財政力の差が拡大し、二極化する傾向**。地方税収の増加に伴い、**不交付団体は財源超過額が増加している**一方、交付団体は、地方税収が増加しても、一般財源の増加は限定的
- **東京都の財源超過額は、4年連続で増加しており、令和7年度は約2兆円で過去最高**

(イメージ図) <地方税収の増加と財政力格差の拡大>



※上記はイメージであり、実際には地方税収が増加した場合、留保財源分(25%)も増加する。

<東京都の財源超過額※の推移>



※ 普通交付税の算定において、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る額。
数値は地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。

(3) 地方公共団体の行政サービスの現状

- 東京都は、近年、所得制限を設けない**住民への直接的な給付サービス**など様々な行政サービスを実施
- 東京都に隣接する**3県等からは、財政力の差を原因として東京都との行政サービスの地域間における差が拡大しているとの声が上がっている**

2. 人口動態及び経済社会構造の変化

(1) 人口動態

- 我が国の総人口が減少を続ける一方、東京都の人口は増加し、総人口に占めるシェアが上昇し続ける見込み
- 令和6年は、10代と20代を合わせて約10万人の転入超過となっており、若年層が進学や就職を契機に東京都に転入する傾向
- 地方で育った若い人材が東京都に流入することで、東京都の競争力を支えている面がある一方、長期的に見れば、将来、地方から転出する人材が枯渇し、東京都に人材を提供できなくなり、日本社会全体の持続可能性が低下する可能性

(2) 法人の事業活動・組織形態の変化

(法人の事業活動・組織形態の変化)

- 大法人の本社や、本社を支援する産業(情報通信業、金融業など)の東京都への集積
- 経営資源の効率化の観点などから支店の統廃合
- 業務高度化の観点などから本社の従業員数の増加
- ECの拡大、フランチャイズ事業・持株会社化の伸張

(地方法人課税)

- 一の都道府県のみに納税する法人(非分割法人)のうち、東京都のみに納税する法人の税收シェアが大幅に増加
- 複数の都道府県に納税する法人(分割法人)においても、支店の統廃合や東京本社従業員の増加により、東京都に分割される税收が増加
- 法人事業税資本割における、東京都の税收シェアは30%超の高い水準かつ増加基調で推移

(3) 地価の動向と都市開発の進展

(地価の動向と都市開発の進展)

- 海外からの投資やインバウンドの影響、再開発事業の進捗、限られた土地資源の中での土地利用者の需要の競合等により特別区の地価が上昇
- 賃貸オフィスの55%超(道府県庁所在地・特別区、延べ床面積ベース)が特別区に所在し、労働者、オフィス等の集積は、住宅や商業施設といった更なる都市開発の需要を喚起
- 国による行政投資、民間による建設投資は、他道府県を大きく上回る水準であり、人口、企業等の集積や国際競争力の強化等を背景とした都市開発が進展

(土地に係る固定資産税)

- 東京都や特別区が提供する行政サービス以外の要因^(※)によっても地価が上昇し、東京都が課税する特別区の税收シェアが拡大

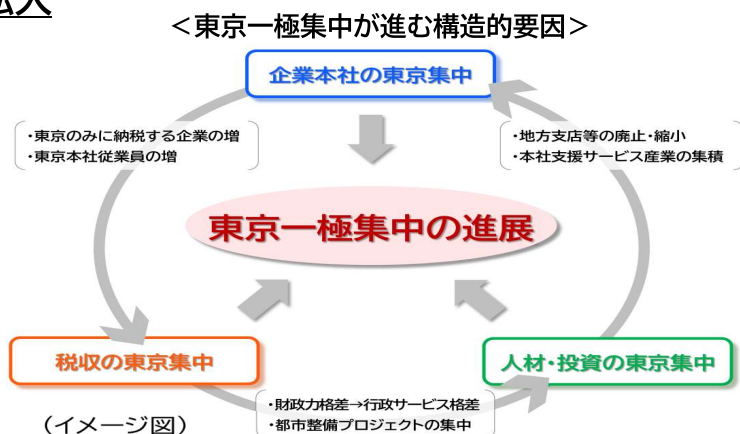
(※) 固定資産税の課税根拠は、資産の保有と行政サービスとの間に存在する一般的な受益と負担の関係にある。

3. 東京一極集中がもたらす課題と税収の偏在是正の必要性

(1) 東京一極集中がもたらす課題

① 経済活動の東京一極集中の進展

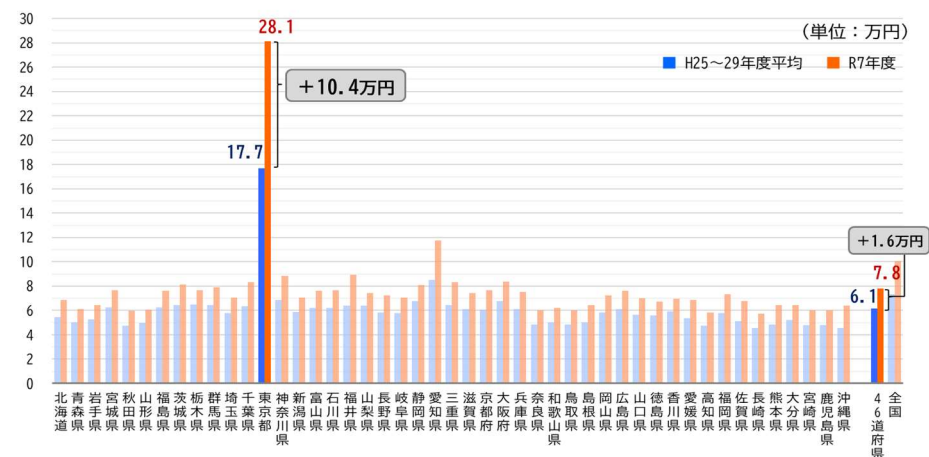
- 「ヒト・モノ・カネ・情報の集中」、「業務の高度化・効率化」、「都市開発の増加」によって経済活動が東京に集中・拡大
- 経済社会構造の変化が今後も進行すれば、東京都への税源の偏在が一段と拡大し、他の道府県と比べ東京都の地方税収が大きく増加
- 地方税収の増加により財源超過額等が増大し、他の道府県との財政力格差、行政サービスの格差もさらに拡大



② 行政サービスの地域間格差の拡大

- 地方公共団体が行う独自施策等に充てられる財源の、各都道府県の人口一人当たりの額が東京都(28.1万円)は他道府県の平均(7.8万円)の約3.6倍
- 実際に支出された一般財源等の額を比較すると、東京都は全国平均より全体的に高い水準にあり、特に住民への給付サービスに係る支出(民生費(児童福祉費・社会福祉費)等)が突出して多い

＜各地方団体が独自施策等に充当可能な財源の状況＞



(2) 税収の偏在是正の必要性

- 経済活動の東京一極集中は、企業行動を最適化した結果から生じる構造的な問題であり、一過性のものではない
- 東京都の財源超過額は既に過去最高となっており、現状の地方公共団体間の財政力格差を放置すれば、財政力格差が拡大する蓋然性が高い
- 地方公共団体間の財政力格差の是正を図るべく、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するための具体的な方策を講じるべき

与党税制改正大綱を踏まえ、道府県民税利子割の課税団体とあるべき税収帰属地との乖離が生じている状況に対応するための方策について検討を行った。その概要は以下のとおり。

道府県民税利子割における現状と課題

- 利子割は、納税義務者の住所地(あるべき税収帰属地)と預貯金の口座所在地が概ね一致するとの制度創設時の考えから、住所地課税の例外として、預貯金の口座所在地都道府県で課税
- 近年、インターネット銀行の利用拡大等の経済社会の変化により、あるべき税収帰属地と課税団体との間に乖離が生じる構造となっている

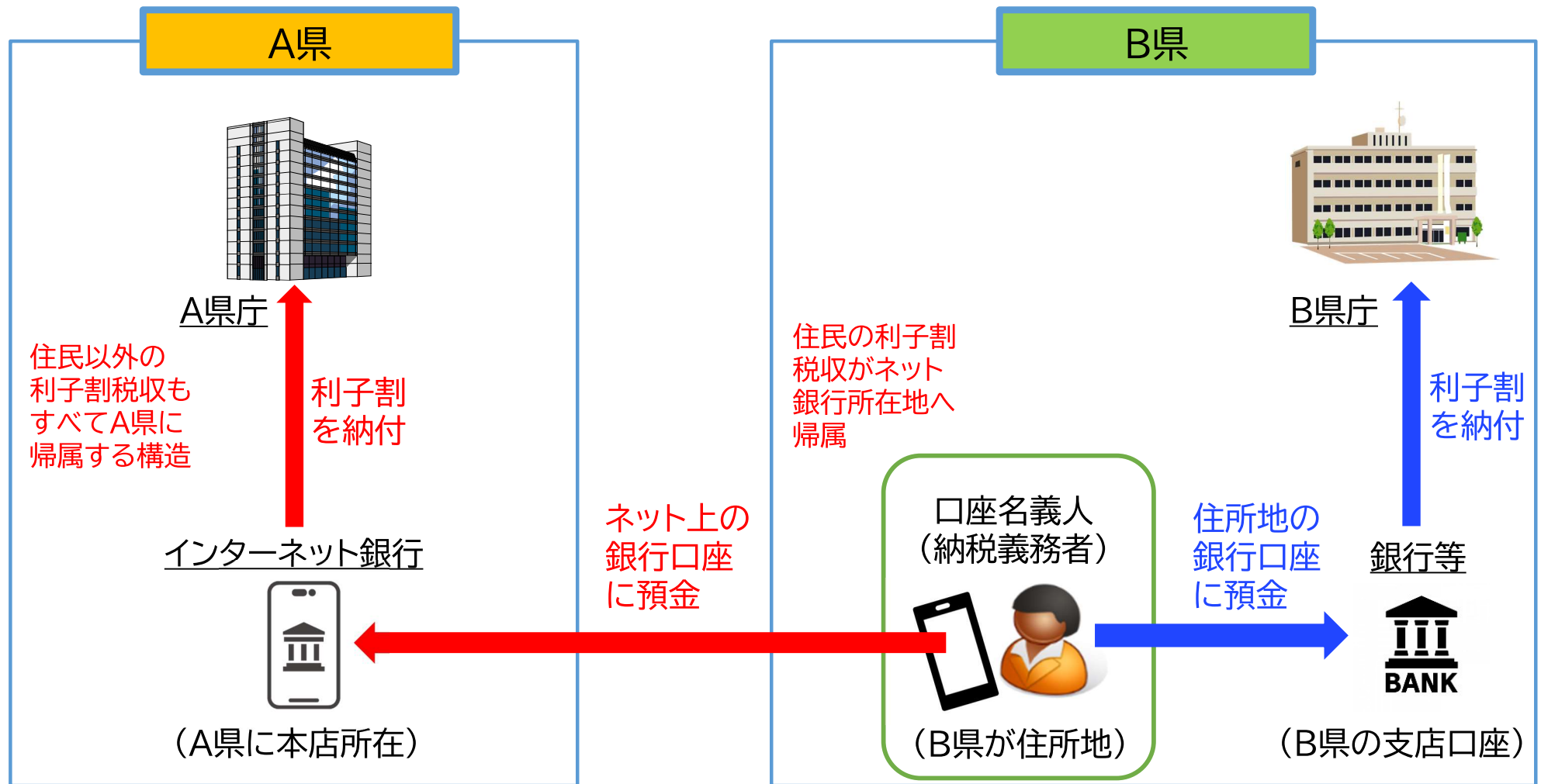
- 利子割税収の東京都シェアは令和4年度～令和6年度(速報値)で40%超の状況が継続
 - 他の個人住民税(所得割・配当割・株式等譲渡所得割)はいずれも近年20%程度で推移
 - 住所地都道府県別の預貯金額シェアの推計値も近年15%程度で推移
- 本店以外の営業所等を持たない「インターネット銀行」の口座や実店舗が存在しない支店である「インターネット支店」に紐付いた口座に係る利子割は、口座開設者の住所地にかかわらず、本店所在地に納入される構造

具体的な対応策・清算制度の導入

- 住所地課税が基本的な考え方であるが、金融機関・地方団体の事務負担や所得税を含めた利子課税全体の合理性を踏まえ、直ちに実現することは困難
- 利子割の現状に早急に対応するため、あるべき税収帰属地と課税団体との乖離を都道府県間で調整する地方税制として、清算制度を新たに導入すべき
- 清算基準は、信頼性、安定性、簡素さ等が求められるところ、利子等の発生源である預貯金との相関がある、住所地ベースの所得に関する課税データを用いることが考えられる
- 詳細については、実務的な観点から、地方団体の事務負担に配慮し検討することが望ましい

利子割における税収帰属の適正化に係る対応

- 道府県民税利子割について、課税団体(金融機関等の営業所等所在地)とあるべき税収帰属地(納税義務者の住所地)との間に乖離が生じる構造となっている。
- この乖離を都道府県間で調整するための地方税制上の措置として「清算制度」を導入すべき。
- 清算基準は、利子等の発生源である預貯金との相関が見られる所得に関する課税データを用いることが考えられる。



- 令和7年度与党税制改正大綱で示された車体課税の見直しに関し、専門的な検討を行うために設置された地方財政審議会の検討会(座長:小西砂千夫 地方財政審議会会長)において、報告書を取りまとめ。
- 報告書は、地方財源の確保、自動車産業の国際競争力強化、環境性能の高い車両の普及促進等の観点から、**取得段階・保有段階における車体課税のあり方等**について提言。

車体課税の基本的な考え方

※電動車:EV、FCV、PHEV及びHV ※非電動車:電動車以外の自動車

- ・ 自動車税・軽自動車税の「財産税的性格」・「道路損傷負担金的性格」は維持すべき。
- ・ 道路の整備・管理をはじめとする自動車関連行政サービスの費用は自動車関係諸税の税収を上回っており、自動車税・軽自動車税は**地方団体の貴重な財源**として、引き続き重要な役割を果たす必要。

取得段階における課税のあり方の方向性

- ・ 環境性能割は、自動車の購入段階で環境インセンティブ機能を発揮する唯一の恒久的な政策手法であり、環境性能の高い電動車の生産を奨励する、自動車メーカーの国際競争力の維持・強化にも資する税制。
- ・ 保有段階の課税の見直しに先行した**環境性能割の廃止は、①カーボンニュートラルに逆行し、②与党大綱の「税収中立」にも反することから適当でない。**
- ・ 「2035年までに新車販売で電動車100%化」の政府目標と整合するよう、**環境性能の高い電動車に環境性能割を優遇**して取得時の負担軽減を図る一方、非電動車には現在以上の高い税率区分を適用すべき。

保有段階における課税のあり方の方向性

- ・ 総排気量の値がない**EV・FCVに対し、種別割で最低税率を一律に適用する現行の取扱い**は、財産的価値や道路損傷性が高い高級EVの車種の充実を踏まえると、税負担の公平を図る観点から**早期に見直すべき。**
その際、EV・FCVに係る課税の基準は「車両重量」が適当。その税負担水準は、財産的価値や道路損傷性が相対的に高い一方でEV・FCVが普及段階にあることに鑑み、HV等と同水準とすべき。
- ・ HVをはじめ、エンジンを搭載する車両については、「総排気量」を課税の基準として維持することが妥当。
- ・ 一定年数を経過した車両に対するグリーン化特例(重課)において、HVへの適用について検討すべき。